

# 議 事 録

第 10 回

東村農業委員会総会

令和元年 9 月 25 日

## 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和元年9月25日(水) 午後13時30分～16時20分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

### 農地利用最適化推進委員（5人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸
外 間 一 功	

4. 欠席委員： なし
5. 議事録署名委員：2番 渡邊 勉      3番 吉元 博
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第32号 非農地証明願について  
議案第33号 一時転用申請願について

議長 それでは、ただいまより、令和元年第 10 回東村農業委員会総会を開催致します。  
会議の出席状況を報告致します。農業委員の出席者 6 名、欠席者 0 名です。よって、本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。  
次に、会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、2 番 渡邊委員と、3 番 吉元委員を指名します。  
また、書記には、事務局の久高を指名します。お手元に配布していますように、本会議に提出されております案件は、議案第 30 号から議案第 33 号までの議案が 4 件となっております。

(3 条)

議長 それでは、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 11 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字川田屋の北原地内の農地の賃貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 11 について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 11 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(5 条)

議長 次に、議案第 31 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 11 についてですが、書記の久高が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限

を準用し、書記の久高の一時退席をお願い致します。  
また、その間の議案説明については、事務局長の宮田に説明をお願いしたいと思います。  
暫時休憩致します。

(～書記久高 退席～)

議長 再開いたします。  
それでは、議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 11 について、事務局長から説明をお願い致します。

事務局長 (宮田) 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、宇宮城トバヤ原地内において、一般住宅を建築する為の農地転用申請であります。申請地の農地区分としては、10 ha未滿の生産性の低い小集団農地に区分される「第 2 種農地」に該当すると判断致しました。従いまして、事務局といたしましては許可相当という意見で提案致します。  
御審議よろしく申し上げます。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 11 について、討論を省略し審議結果を許可相当とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 11 について、審議結果を許可相当とすることに決定されました。

議長 議事が終了しましたので、書記久高の入室を認めます。  
暫時休憩致します。

(～書記久高 入室～)

(非農地①)

議 長 再開致します。  
次に、議案第 32 号、非農地証明願についての整理番号 6 について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字川田上福地原地内の 4 筆の申請地は農地法第 2 条第 1 項に規定されている農地及び採草放牧地には該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、山林原野という意見で提案致します。  
御審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 32 号、非農地証明願についての整理番号 6 について、討論を省略し審議結果を山林原野とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、議案第 32 号、非農地証明願についての整理番号 6 について、審議結果を山林原野とすることに決定されました。

(非農地②)

議 長 次に、議案第 32 号、非農地証明願についての整理番号 7 について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字高江上新川原地内の申請地は農地法第 2 条第 1 項に規定されている農地及び採草放牧地には該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、宅地という意見で提案致します。  
御審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 32 号、非農地証明願についての整理番号 7 について、討論を省略し審議結果を宅地とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 32 号、非農地証明願についての整理番号 7 について、審議結果を宅地とすることに決定されました。

(一時転用)

議長 次に、議案第 33 号、一時転用承認願についての整理番号 2 について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字平良椎原地内において NTT ドコモが発注した、NTT ドコモ国頭東基地局の鉄塔塗装工事に係る仮設事務所等として使用する目的の一時転用申請であり、使用後は農地への現状回復を行うとの事であります。事務局といたしましては可という意見で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明のとおりであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 33 号、一時転用承認願についての整理番号 2 について、討論を省略し審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 33 号、一時転用承認願についての整理番号 2 について、審議結果を可とすることに決定されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 10 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。